

國第十五回 參議院内閣委員會會議錄第十六號

昭和二十八年三月九日(月曜日)午後二時十二分開会

出席者は左の通り。

通事

卷八

政府委員
河井彌八君
村上義一君
吉田法晴君
上條愛一君

行政管理廳
統計基準部長
法務政務次官
美濃部亮吉君
押谷 富三君

常任委員會専門員
常任委員會専門員
藤田正三郎君

本日の会議に付した事件

○委員長(竹下豊次君) これより内閣委員会を開会いたします。

先づ派遣議員松原、上條御両君から
調査の要旨を御報告願います。

成瀬委員と私の三名は、兵庫、広島の二県に出向きました。行政管理庁の出先機関たる兵庫地方監察局、広島管区

監察局を初め、神戸移住斡旋所及び呉
調達局を視察し、なおついでを以て山
口県岩国市における駐留軍飛行基地岩

国飛行場を見学したのであります。今その概略について御報告をいたします。なお、今回の視察に際してそれぞれの機関より入手しました調査資料は一括して専門調査室のほうに備えておきますから、詳しい数字、内容等につきましてはそれを御参照願いたいと存じます。

当気魄のこもつた熱意を帶びておる」と看取し得たことは、管区監察局も地方監察局も同様でありました。これは一に監察行政事務の重大性を深く認識しての職場意識の高揚というところにあることは勿論であります。が、半面監察年のはじめの機構改革、定員法の改正に当つては内閣委員会の絲意による修正によつて

官庁の理解と協力を得て、監察事務円滑に遂行せられ、実績を挙げつゝるを見たのであります。

又監察行政実施面の具体的問題として、管区監察局一本建と管区監察局二本建と、いすれが是なるかの問題については、行政監察の対たるべき各省出先機関は、兵庫地方

あが、十分考慮すべきであると信じます。又、経済調査庁時代には、職員に対し特別号俸が支給せられていたのであります。が、行政管理庁の所管となりましてから、この特別号俸が撤廃せられましたので、実際には四号俸減となつておる有様であります。これら職員の待遇問題は十分留意すべきであることを痛監象するし、

て相当数の職員が整理を免かれ、徒然通りその任務に挺身し得ることができ得た感激もあづかつてゐるに感じられたのであります。一休行政機構の問題は、もとより中央における省別構成問題を中心としてその行政権限が末端出先機関を通じて如何に運営実施されておるかを検討して、その当否を判断すべきであり、国家行政組織法第二條にも「國の行政機關は、中央の統轄のもとに、行政機關相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を發揮するようにならなければならぬ。」とあるように、これがために、中央、出先を通じて、各行政機關相互の連絡調整ということは行政能率を上げる上において極めて重要なポイントであるにかかわらず、従来やもむすべ各省セクションナリズムの余弊とて、とかくその機能を欠如しがちであることは厳に改善を要する点であり、行政運営面の盲点とも申すべきポイントでもあろうと思えるのであります。そこで、行政管理庁としては今後この方面に一段の努力を要すると思われます。幸いに兵庫地方監察局並びに広島管区監察局の実際を見るに、漸次各省所管

察局の管内だけにてもその数は二百十カ所に及んでいる実情であるのに、同組連の事務は、各府県を一括する管区監察局が、その管内全般に亘り周到なる監察を遂行する弊があり、監察の徹底を欠くばかりでなく、経費の面から見ても徒行の場合、多くは表面的形式的監察に伴わらず、各般行政の全般に亘り監査に適正に徹底することは困難であるとして、経費と実績の点から見て、県に亘るプロック別の管区監察局の本建によるよりも、各府県に地方監察局を常置する二本建の現行制度が遙に有効なことが明らかであつた。併し地方監察局に配分せられる旅費、出張費が過少でありまして昨年同期に比して三五%も減少してゐるために、職務に熱心な職員は一部旅費を自弁して、辛うじてその職責果している実例も一二、三にとどまらない有様であります。

感いたしました。
次に監察方式について一言します。
監察部は昨年八月の新機関発足と共に、同年九月乃至十二月の第一期監察業務計画を立て、爾後毎四半期ごとに順次監察業務計画を更新する方針をとつております。全国同一目標を監察の対象として、中央における五人の監察参事官がそれぞれ各省を分担し、その指揮下に管区監察局、地方監察局の担当部課が現物監察を実施しているという方式をとつてゐるのですが、第一次監察計画といたしましては、(一)行政運営の適正化を目指とする監察、(二)国費の節減を目標とする監察、(三)公共事業の効率化を目標とする監察に大別し、第一の行政運営の適正化につきましては、一、定員外常勤職員の実態調査、二、戦傷病者、戦没者遺族等援護行政監察、三、アルコール専売事業監察、四、輸出振興外貨金制度監察、五、建設機械の運営状況監察。第二の国費の節減につきましては、一、大蔵省管財局特殊財産課の業務の監察、二、郵便物運送業務の監察。第三の公共事業の効率化につきましては、一、農林省管係農地用施設災害復旧公共事業監察

等を取上げており、我々一行が管区及び地方監察局を視察した折には、いずれも監察結果を取りまとめ、一応部内報告の作成を了しておつたようであります。監察の結果が如何に行政運営の上に示唆を与えるか、同時に国費の節約の上に如何にプラスの面を招来するかは近く判明するものと思われる所以あります。なお、右のはか行政管理庁は、各管区監察局及び各地方監察局長に命じて、各管下における行政運営に関する重要な事項について隨時情報を収集しており、その目的とするところは、監察業務の適正且つ効率的運営を図るにあるものであります。

移住國領事の査証料及び食費（主食は米又は外食券、副食費は一日五十円見当）を徴しており、入所期間は乗船日までの十四日以内のことあります。昭和二十八年度は更に年間八千人程度の移民計画を立てているとのことです。明年度予算面に容認されているところでは、年間二千名で、総予算三千百六十八万三千円となつてゐるが、これでは著しく予算の不足をみるものとされております。

す。ここは只今のところでは取り立てて問題もないようですが、ただ海上保安庁の業務のうち海難救助、海上犯罪の取締を行ふ部門を海上公安局として保安庁の附屬機関とする問題、これは先般の国会において施行延期となつておるのであります。この問題については、保安庁の性格上或いは海事行政の一貫性の点、その他いろいろ理由はあります。これは当委員会を設けることは極めて問題である旨が述べられたのであります。これは当委員会においては将来の問題であります。が、今日より慎重に研究すべき課題であると思います。なお附加えまして、長崎の海上保安部については、韓国沿岸に近い所まで乏しい船舶を割いて漁船の保護に廻つておりますので、これが一週間以上の航海を経て歸つて参りますが、非常な困難を冒してやつておる。船が乏しいところに入るも乏しく、而も労務が烈しい、誠に同情すべき点を見て参つたのであります。

演習地は米軍使用のものを借りてなり、独自の演習場がないので困つております。この収容所には終戦前から日本に在る朝鮮人で旧登録令の手続を運行しております。これまでに朝鮮へ送還された者は五千四百二十七人であります。手続違反者は韓国政府においては国難がきまらぬとの理由で受け入れを拒否しておりますが、これに取容せられております五百人であります。これらは韓國に近い者で、不当拘束を理由とするため、収容者数は増加の一途を辿つております。従つてここに取容せられております五百人であります。しかし、當局としては速かに日韓交渉を開始し、施設改善等を要望しております。この収容所は大村の湾に近い、元の飛行場の建物を利用しております。そうして収容所の整備、施設改善等を希望しております所は、丁度刑務所以上とも同じように、非常に厳重な閉鎖をしてあります。しかし、それでもかわらず、數ヶ月前に暴動が起つて、建物を叩きこわした、塀をこわしたというようなことから、今度はその外廻りに見上げるような高いコンクリートの塀をこしらえ、四隅に高い監視所を設け、刑務所以上ともいふべき手厳しい監視をいたしております。今まででは外での運動も許し洗濯等も行われておつたそうですが、最近にそういうことがありませんから全部家の中に閉じ籠っております。ために非常に不平が多い。陽の目を全

及び土木部管理課にそれ／＼監察業制度を設けて近く実施せんとしておることとあります。これは最近に長崎県においても同様に内部行政監査等について申上げますと、各庁を通じて相当第屈な模様であります。結果として、ある公けの機関の内規が非常にいろいろ／＼な問題を起し、不平の件を続出いたしましたので、お目附役の上に更にお目附役がいる、全く日本中央でも地方でも公務員制度の上に大きな疑惑がたび重つて、屋上屋を建築するような人を積重ねなければならぬということとは遺憾であることを見ておつたのであります。

次に、県が国から委託されて行なつておりますする駐留軍に対する労務調査関係における問題であります。駐留軍がその使用しておる日本の労務者を一方的に不当解雇をするという点について労務者側から極めて強い抗議が半ておるということであります。即ち現在使用主は日本政府となつて、いわゆる間接雇用の形式がとられておるが、実際には現在軍が雇用主としての立場で使用権を行使しておるため、身分関係のすべてが軍の指示方針により一方的に処理されておるのが現状であるといふのであります。この問題につきましては、岡、長崎両県とも完全なる労務管理が実施でき得る実質的雇用主としての責任分野を判然とした日米労務契約の速かな締結を望んでおるのであります。

最後に総括して各行政庁の定員、予算等について申上げますと、各庁を通じて

卷之三

第二二七五号 昭和二十八年二月

十八日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 兵庫県宍粟郡山崎町大才一
三一 入江榮太郎外三百十

一名

紹介議員 横尾 龍君

この請願の趣旨は、第二二六四号と同じである。

第二二九八号 昭和二十八年二月

十九日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 福島県郡山市虎丸町一一

紹介議員 鈴木常松

紹介議員 油井賢太郎君

過去二回にわたり、現職公務員の給与改訂が行われたにもかかわらず、昨年十一月のベースアップに際しては恩給の改訂措置がとられなかつたのみか、昭和二十八年度予算にもこれが所要経費を計上されないことは全受給者の納得できないから、すみやかに恩給の改訂措置を講ぜられたいとの請願。

第二二五〇五号 昭和二十八年二月

二十四日受理

恩給改訂に関する請願

請願者 長野県諫訪郡湖東村 両角

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第二二六四号と同じである。

第二二三六七号 昭和二十八年二月

十九日受理

恩給法第八十條第三項改正に関する請願

請願者 大分県宇佐郡四日市町大字

四日市四七 上田剛

紹介議員 松原 一彦君

恩給法の扶助料中普通扶助料と公務死による扶助料とはその根本精神にはなはだしい相違があり、これを同一に取り扱うことが如何に真理に反し実情に即しないかは明らかであるから、恩給法第八十條第三項父母または祖父母婚姻したときの項に「但し、公務による傷害疾病による死亡者はこの限りにあらず。」との但書を加え「本法は公布の日より之を施行し、昭和二十八年四月一日より之を実施する」と改正せられたとの請願。

第六四五号 昭和二十八年二月二十三日受理

元軍人恩給復活に関する陳情(三通)

陳情者 香川県木田川郡川添村 溝

潤義幸外二名

元軍人恩給復活に當つて、政府は職業軍人の普通恩給を高額に定めようとして戦病死者の遺族扶助料と第六項症以上の傷い軍人に對し申訴的に僅少の年金を支給し、第七項症以下の年金恩給を復活しないと發表したことは、第七項症以下の傷い軍人にとりはなはだ納得できないものであるから、第一項症には普通恩給および増加恩給を第一款症以下第四款症までは傷病年金恩給を支給せられたいとの陳情。